

報告第 28 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市明科東川手 1918 番地の家屋における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 10 月 13 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の内容

平成 27 年 12 月 16 日未明、安曇野市明科東川手山林内にある家屋に、隣接する市有林の木が倒れ、屋根の一部を破損させたものである。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者 安曇野市在住者

(2) 損害賠償者 安曇野市

3 解決の方法

当事者間において示談による和解

4 和解の内容

本事故の原因は、市有林の立ち枯れした松が、隣接する家屋に倒れ、屋根の一部を破損させたものであり、この地域の松枯れについては、職員も把握しており、財産管理者の安全管理の不備によるものであるため、安曇野市の過失を 100%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 309,160 円を賠償するものとする。